

減免団体承認基準

令和6年7月現在

■減免団体承認基準■

総合福祉センターの利用頻度に応じて、健康福祉の増進活動(会員だけでなく、会員以外にも広がりを持つ取り組み)を実施していることが確認できる場合は、減免団体として承認。

総合福祉センターの年間利用(予定)回数	健康福祉の増進活動の年間実施(予定)回数
年間 1～12 回	1 回以上
年間 13～24 回	2 回以上
年間 25～36 回	3 回以上
年間 37～48 回	4 回以上
年間 49 回以上	5 回以上

※新型コロナウイルス感染症の流行等により、年間2回以上の健康福祉の増進活動を行うことが困難であると認められる場合には、その事象が止むまでの間、年1回の健康福祉の増進活動の実施により、減免団体として承認。

■健康福祉の増進活動を計画する上でご注意いただきたい点■

①コロナ禍を考慮した特例での減免承認の終了

(ただし、令和5年度活動分については計画していた増進活動が相手側のコロナ対応に伴い、やむなく中止となった場合は代替活動を認めています)

②会員外の方と一緒に実施しているか

③主体的な位置で実施しているか

<具体例>

認められる	認められない
<ul style="list-style-type: none">・<u>会員外の方</u>と一緒に実施する活動 (一般、地域の方、子ども、小中学生等)・その活動自体が<u>会員外の方</u>へ向けた健康活動、福祉活動と判断できるもの (慰問活動、体験教室、課外活動、啓発活動等)・団体の特徴を活用した制作物の寄贈、貸し出し	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍での代替活動として認めていたもの 〔福祉施設等への消耗品の寄付、寄贈 会員・関係団体のみでの清掃、地域活動 ボランティアセンター等での軽作業〕・他団体の企画への協力、参加 (大会・展示会等のボランティアスタッフも含む) <p>※団体の基本理念が年間のボランティア活動である場合を除く(ボランティア系団体)</p>